

# ジャパングラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

## 10月度理事会報告

## 41名が参加! BBQピクニック大盛況

13日、午後4時よりサンマテオ楡木マーケット2階に於いて10月度理事会が6名の理事の出席のもと開かれました。

### 議題1 BBQピクニックを終えて、さらに良い催しにする為

今年は41名の参加(内ゲスト1名)で開かれたBBQピクニックは好評で楽しい催しになりました、そして来年の催しをよりよいものにする為に記憶の薄れないうちに色々と改善策を話し合いました。沖山泰彦会計理事から収支報告がありました、此の結果ご寄付などもあり今年の収支はプラスになりました。

### 議題2 来年度の餅つき新年会について

新しい企画のもと、会場をJCCCNC から、桑港寺に移し、1月13日(日)に開催する。具体的な内容をさらに11月の理事会で決める。楽しい催しにする為に、アイデアやご希望がありましたらぜひお知らせください。

### 議題4 新企画について

ニュースレターを利用した、紙上法律相談が鈴木淳司弁護士のお力添えを得て、今月号から始まりました、紙面の都合で2問の回答しか掲載出来ませんでしたが、来月号にも引き続き掲載する予定です。

### 議題5 バス旅行について

旅行先のシエラ山脈の麓にある「ゴールドラッシュ時代の町」について皆さんにニュースレター上でこれから順次ご紹介します。

### 議題6 その他

- ・ガレージセールは5月4日(土)に開催予定が決まりました
  - ・ゴルフ大会は平日開催の可否について沖山理事が調査しています
- 11月の理事会は11月10日(土)ジャパングラブ事務所にて午後1時より開きます。

お知らせ: 市川俊治さんから「年金に関する最近の法改正」について、また村井侑子さんからご寄稿をいただいておりますが紙面の都合で来月号に掲載させていただきます。



## 秋のピクニック

ゲストとして昨年の「餅つき新年会」でバンジョーを演奏してくださいましたチャーリー田川さんも加わり、楽しいピクニックとなりました、下の写真をご覧になれば皆さんの笑顔が総てを語っています。

### ありがとうございました

- ・後藤哲男理事から100ドルのご寄付をいただきました
- ・ペーパーツリーの三原さんからきれいな封筒・便箋などのご寄付
- ・中原憲子さんから美味しいデザートのご寄付
- ・浦田伸夫理事から各テーブルを飾る花のご寄付
- ・大隅敏男理事からワインのご寄付
- ・早川真佐緒さん、青柳伸之さんには最初から、最後迄BBQの側を離れず皆さんに美味しい食事を提供してくれました
- ・BBQピクニック実行委員長の北哲也理事、大槻悦子副会長は全てにわたって大活躍、ピクニックを楽しく盛り上げてくれました

そして参加した皆さん全員が何らかの形でお手伝いくださった事に感謝します。

写真提供: 大隅副会長、事務局





この欄は会員の皆様へ開放されたスペースです、貴方のこだわり、旅の想いで、専門的知識など皆さんに伝えたい事をスタイルにこだわらずお寄せください。文字数はおよそ1,000字程度とし、毎月の締め切りは15日です。

私のひとりごと

**日本語は進化しているの？**

福光 哲史

日本に生まれ、日本で学び、アメリカに移住しても日常生活の中で常に日本語を使い、日頃頭を悩まして使う英語とは違って自信を持って使えるはずの日本語が今、日本では私達の知らない言葉(単語)の数々が日常的に広く使われています。次に連記する単語を貴方は知っていますか？又その意味が解りますか？

**婚活、まぢ婚、あさスポ、草食系、イケメン、ドラクロア、プオラマ、金スタ、れんまん、スイエンサー、イクメン 等々...**

現在ありませんが、2～3年前迄 NHK-TV で「日本語が乱れている、正しい日本語を使いましょう」のタイトルで週1回レギュラー番組があったと記憶していますが、以上あげた単語の数々は総て現在

NHK のアナウンサーや出演タレントによって番組中に使われているのですから乱れていない日本語と云えるのでしょうかネ。

日本はご存知の様に NHK の他にも沢山の民間放送があり、もっともっと私達の知らない言葉があるのかも知れませんネ。加えて携帯電話の急速な普及と電話各社の激しい競争の中、電話機は軽量化、小型化しており、そのため携帯電話の画面に収まる様に長い単語はショートカットする傾向にあるようで、ここでも私達の知らない単語が生まれている様です。

そんな日本に久しぶりに帰国しても友人達、ましてや若者達との会話が満足に出来るか不安が募ると共に英語以上に苦勞するばかりか、相手から「外国生活が長いので進化している日本語を知らない人」とケイバツされかねません、幸か不幸か長く続く円高で航空運賃は高止まりの現在古い日本語しか知らない(?)今の私達は恥をかかない為にも帰国しない方が良策かと思いますが、改めて「ふるさとは遠く有りて思うもの、否、聞くもの、見るもの」と悟る事で当分遠くから進化する日本語を勉強しておる事が良いのかもネ。

**新企画「紙上法律相談」第1回**

回答者 鈴木淳司弁護士 (マーシャル鈴木法律事務所社長)

質問

2年程前にアメリカ市民権を取得した物ですが現在私が当地で営業している小売業を日本に居る息子に譲ろうと思っておりますが呼び寄せ移住は可能でしょうか、又可能だとするとどんな手続きをする必要がありますか、呼び寄せするのは息子とその嫁、それに孫1人です。

回答

米国民(US Citizen)は、自己をスポンサーとすることにより、直系親族である21歳未満の子永住権として呼び寄せることができます。移民申請書(I-130)を移民局へ提出し、許可を受ければ、その後、子が日本の米国大使館で移民ビザ(永住権)の面接を受けます。その面接で許可を受けられれば、移民ビザが発行され、永住者として、渡米できます。

さらに、子が、21歳以上で結婚している場合は、親族スポンサー永住権の第三順位(移民局では親族についても、一定のカテゴリーがあり、永住権取得の優先順位をつけています。)の枠で申請する必要があります。この場合も、I-130を移民局へ提出し、許可を受ける必要があります。しかし、第三順位の場合、米国大使館での面接まで待ち時間が生じ、I-130申請(スポンサーとして親が行う申請)から子の面接まで、10年近くかかる可能性があります。米国民の子供の家族(配偶者および子供)も子と同時に永住権を取得することが可能です。

質問

アメリカでは必ず遺言を作っておく事が必要だと聞いていますが、遺言状は配偶者か子供宛にするのでしょうか、又日本に居る兄弟などは資格がないのですか、こうして作成した遺言状は正式に認められるのですか、又弁護士に作成してもらおうとするといくらくらい費用がかかるのですか、作成後都合で遺言状の中身を変更する事は出来るのですか？

回答

まず、誤解を解いておきますが、日本でもアメリカでも、遺言状を必ず書いておかなければならないということはありません。遺言がな

い状態で死亡したとしても、そのときは法律に定められた方法によって遺産が分配されることとなります。これを、法定相続(Intestate)と呼びます。日本もアメリカも法定相続において、通常は配偶者、子に相続されることとなります。また、別の観点からですが、日本と違ってカリフォルニアでは遺留分という制度がありません。なので、配偶者や子供に遺産の一部を残さなければならないということはありません。

次に、アメリカに住んでいるとしても日本にいらっしゃるご兄弟に相続させることも可能です。国は関係ありませんが、そのご兄弟の住所などの連絡先で特定できるようにしておくことは重要です。ご兄弟に相続させたい場合には、遺言を作成しておくのが良いと思います。アメリカに財産があり、アメリカにお住まいであれば、アメリカで遺言を作成しておけば足ります。ここで、重要なのは遺言というのは、法律のルールにしたがって作られないと無効になってしまう危険があります。たとえば、日本では自筆証書遺言が多いのですが、アメリカでは原則タイプされたものでなければいけません。

最後になりますが、遺言の作成料金は弁護士や内容によってもまちまちですが、100ドルから500ドル程度だと思います。ただ、アメリカでは遺言だけではなく信託(Trust)と一緒に作成する場合があります。遺言は一回作成しても、後日再度内容を変更して作成することは可能です。

**引き続き来月号に第2回を掲載いたします、ご質問やお聞きしたい事がありましたらどしどしお寄せください**

マーシャル・鈴木総合法律グループは、サンフランシスコ・シリコンバレー・東京にオフィスを持つ総合法律事務所です。様々な企業・個人の問題について、国境にとらわれず、日米で解決することができるワンストップサービスを提供しています。言語のみならず、日米の文化や法律に精通したバイリンガルの弁護士やスタッフがソリューションを提供し続けています。

サンフランシスコオフィス 代表弁護士 鈴木淳司

150 Spear Street, Suite 725, San Francisco, CA 94105

代表電話: 415-618-0090

代表電子メール: info@marshallsuzuki.com

ウェブサイト: www.marshallsuzuki.com

東京オフィス (MS総合法律事務所) 代表弁護士 西脇威夫

MS総合法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目20番3号

虎ノ門法曹ビル304号室 代表電話: 03-5501-4160

電子メール: takeo.nishiwaki@marshallsuzuki.com